

一部の福祉用具に係る貸与と販売の選択制導入について

利用者の過度な負担を軽減しつつ、制度の持続可能性の確保を図るとともに、福祉用具の適時・適切な安全を確保する観点から、一部の福祉用具について貸与と販売の選択制が令和6年4月より導入されました。

【選択制の対象となる品目】

●固定用スロープ

主に敷居等の小さい段差の解消に使用し、頻繁な持ち運びを要しないものをいい、便宜上設置や撤去、持ち運びができる可搬型のものは除く。

※複数個を購入される場合は必要性を確認します。

●歩行器（歩行車を除く）

脚部が全て杖先ゴム等の形状となる固定式又は交互式歩行器（車輪・キャスターが付いている歩行車は除きます。）

●歩行補助つえ（松葉つえを除く）

カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、プラットホームクラッチ及び多点杖（

※複数個を購入される場合は必要性を確認します。

◎貸与と販売の提案に係る利用者の選択に資する情報提供・記録及び購入申請について

選択制の福祉用具の提供にあたっては、利用者が貸与と販売を選択できることについて説明し、それぞれのメリット、デメリット、選択にあたって必要な情報を利用者に提供してください。

また、必要な情報を提供したことがわかるように、福祉用具貸与・販売計画、居宅サービス計画、サービス担当者会議の要点、モニタリングシート等に記録してください。

利用者が選択を行う際に必要な情報は次のとおりです。

1. 利用者の身体状況の変化の見通しに関する医師やリハビリテーション専門職等から聴取した意見
2. サービス担当者会議等における多職種による協議の結果を踏まえた生活環境等の変化や福祉用具の利用期間に関する見通し
3. 貸与と販売それぞれの利用者負担額の違い
4. 長期利用が見込まれる場合は販売の方が利用者負担額を抑えられること

5. 短期利用が見込まれる場合は適時適切な福祉用具に交換できる貸与が適していること
6. 国が示している福祉用具の平均的な利用月数

選択制の購入申請に必要な書類

1. 介護保険居宅介護(介護予防)福祉用具購入費支給申請書
 2. 福祉用具サービス計画書(利用計画)
 3. 購入福祉用具品カタログの写し
 4. 領収書の写し(原本確認後返却します)
 5. 選択を行う際の必要な情報を記録したサービス担当者会議の要点の写し
- ※ 医師やリハビリテーション専門職等から聴取した意見は、サービス担当者会議の要点に確認した日付・意見の内容を記録、または意見書を添付してください。また、購入を選択した理由も記載してください。

注意事項

- ① 初めて選択制福祉用具を利用される方については、貸与により自身にあっていないか
- ② モニタリングしてから購入してください。
医師やリハビリ専門職等の意見がなく、利用者や家族の強い希望による理由の場合は認められません。

複数個の購入が想定される場合

ロフトランド・クラッチやスロープのような利用者の身体状況や用具の性質等から複数個の利用が想定されるものについては、必要性を整理し、申請書に具体的な理由を記載してください。

貸与・販売後のモニタリングやメンテナンスの等のあり方

〈貸与後〉

- ・ 福祉用具貸与計画にモニタリングを行う時期等を記載する必要があります。
- ・ 福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始時から6月以内に少なくとも1回モニタリングを行い、その継続性について検討してください。
- ・ モニタリングの結果を記録し、ケアマネジャーに報告する必要があります。

〈販売後〉

- ・ 特定福祉用具販売計画を作成後、目標の達成状況を確認してください。
- ・ 利用者等からの要請等に応じて、販売した福祉用具の使用状況を確認するように努め、必要な場合には使用方法の指導・メンテナンスを行うよう努めてください。
- ・ 販売した福祉用具に不具合が発生した時の連絡先の情報を利用者へ提供してください。